

決済金の減免基準が以下のように変わります

長らく懸案事項だった決済金の減免基準の改正が、11月22日開催の理事会において議決されました。今後はこの新たな基準に基づいて、より詳細で明解な規則の運用がなされることになります。なお、この改正基準は平成23年4月1日より適用されることになります。

【 新たな決済金減免基準 】

項目	災害地	項目	土地改良区の行う事業
用途	復旧見込みなし	用途	本区管理の用排水路施設、揚排水機場施設の敷地
条件	耕作不能	条件	寄付 売買
決済金	全額免除	決済金	全額免除 維持管理費の免除
項目	公共用地	項目	農業団体施設
用途	国・県・市町村道、公園、公民館等	用途	事務所、倉庫、水稻育苗施設、作業場資材置場、ライスセンター
条件	寄付	条件	転用後も団体の構成員で農業を行うこと
決済金	維持管理費の免除	決済金	維持管理費の75%免除 (年間維持管理費の5倍の額)
項目	組合員本人のための転用	項目	畠等に用途変更
用途	宅地、倉庫、作業場、車庫、ハウス資材置場	用途	畠、果樹園等の農地に地目変更
条件	転用後も田を所有し農業を行うこと	条件	変更後も農地・用排水施設の維持管理を行うこと
決済金	維持管理費の75%免除 (年間維持管理費の5倍の額)	決済金	維持管理費の75%免除 (年間維持管理費の5倍の額)

ただし、上記に該当しない特殊な地区除外の場合は、理事長の判断により決済金を減免することもあります。

ワークショップを開催しています



作業に集中する職員の皆さん

平尾教授による説明の様子



事務所の更なる経費削減を目的に、山形大学より平尾教授を講師としてお招きして、全職員を対象としたワークショップが開催されています。第一回目は十一月一日、第二回目は十一月八日にそれぞれ実施され、十一月二十九日の三回目をもつて全過程が終了します。その結果を踏まえて最終的な提言をまとめ、今後の本区運営に生かしていく予定です。